

佐賀県告示第 112 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 4 項の規定により、
次のとおり指定納付受託者の指定内容を変更した。

令和 7 年 5 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

変更前の名称	変更後の名称	変更後の住所又は事務所の所在地	指定変更年月日	対象となる歳入
株式会社シフトセブンコンサルティング	株 式 会 社 Workthy	福岡県福岡市中央区赤坂一丁目 16 番 5 号読売九州ビル 5 階	令和 7 年 4 月 7 日	佐賀県への寄附金